

4 5 6 7 8 9 10 1 2 3 4 5 6 7 8 9 20 1 2 3 4 5 6 JAPAN TAKUMI

リ4  
2931  
2

癸丑  
元年

第廿四

推古天皇

十八年之  
敏達帝の位

后よりそら四十歳の内は時そぞう乃馬子が  
そくめすりてひ佐よつせみをひせ

六年。翁の天皇と才九のちをあ。

○四月聖德太子を太子として改名  
攝しむ攝政の始。○十月四天王寺と  
弘法院の荒落を移し。○出羽入久山  
羽黒檀現あふんがまふ箱倉魂の神  
甲寅二年。○太子と太子の廣隆寺  
にこもる。橘寺とも云。

乙卯三年。○五月三日麻の僧惠慈百濟の僧  
惠慈。さうりて佛法をひし。太子はあ  
僧を仰ぐ。

丙辰四年。○冬もろの麻百歳のうち懶ねのあ  
僧和列の法興寺を立。○元興寺僧有  
丁巳五年。○百歳の國の王とさうりて聖德太  
子と拜一をす。

戊午六年〇八月新羅より孔雀とモグ  
己未七年〇四月廿七日系部大びんまく勅

ムレ捺ぞ地震の神をまつ

庚申八年〇二月任那もあ小引ノ往とうつ

辛酉九年〇二月聖懶太子證應のまきを内

○三月太子もどりて賣買乃術を行へ蛇

鬼をあざて商賣のやう復作としすよ

いまの代よりす。奏事はを商人のあらわ

毛そりはドマハリ

壬戌十年〇百濟より天文曆術の書をもぐ

登支十一〇太子秦川勝みことのりーと

廣隱寺をつくしむ。その材木八中は櫻

木み。かえとをもつ。もととおりて觀音の

像をつく。もと像と六角堂より安置す

甲子十二〇太子憲法十七ヶ条をさわぎ

日本法令のもとまつ

乙丑十三〇天皇もやう仏の像をもゆ

○もと奉りを金をしてまつ

丙寅十四〇四月金銅丈六乃佛を元長もろ

金堂もんじらと〇五月金剛寺とニフミラ

〇もとも太子内裏もあひて勝鬘經

法華經を講じてまふ〇七月小野媛みと

隠れもあつても隋乃煬帝の何よあう

丁卯十五〇太子もやはり須彌寺又まとの法

貴寺をさへ又左田兩井乃がよひて法

隆寺をつくらうと

戊辰十六〇四月小野もよみ階乃くふう久る

庚午十八〇春からひう佛らひてまつと金紙

縮紙白紙彩色の墨をつく

辛未十九〇法皇乃が御金紙をもよあう

乃法華經をゆきふ。太子ハ南岳思惟院乃

化駄もくゆまつと

己巳十七〇百計のゆのよひだよみて肥ほる

樂を奏して日かんよさゆ

○百濟の内裏の南面より西とすん

なまくはよ異櫛乃うらどつくる。太子

とねかみをみて百八十の櫛をつらね

癸酉九一〇十二月太子ち和のさきとすん

あひをわらひよ紙をうめき。太子これ

は食をあへずあはせりの形を

と見てまつ。ゆうやくその小川乃

とみをとうれおわまつてはるぬからまとい

そめくら御ろ人免と太子とれを葬つて

すふはらか墓をひくきぬせうづくよ

お殺をうるみて戸をまつ。じうくうん

をうまくかく化すうとて。おみくらとあは

達テ寺をうてゆ。は見

甲戌九二〇大藏冠

○八月そぞれ馬を走よかふ。國民男女

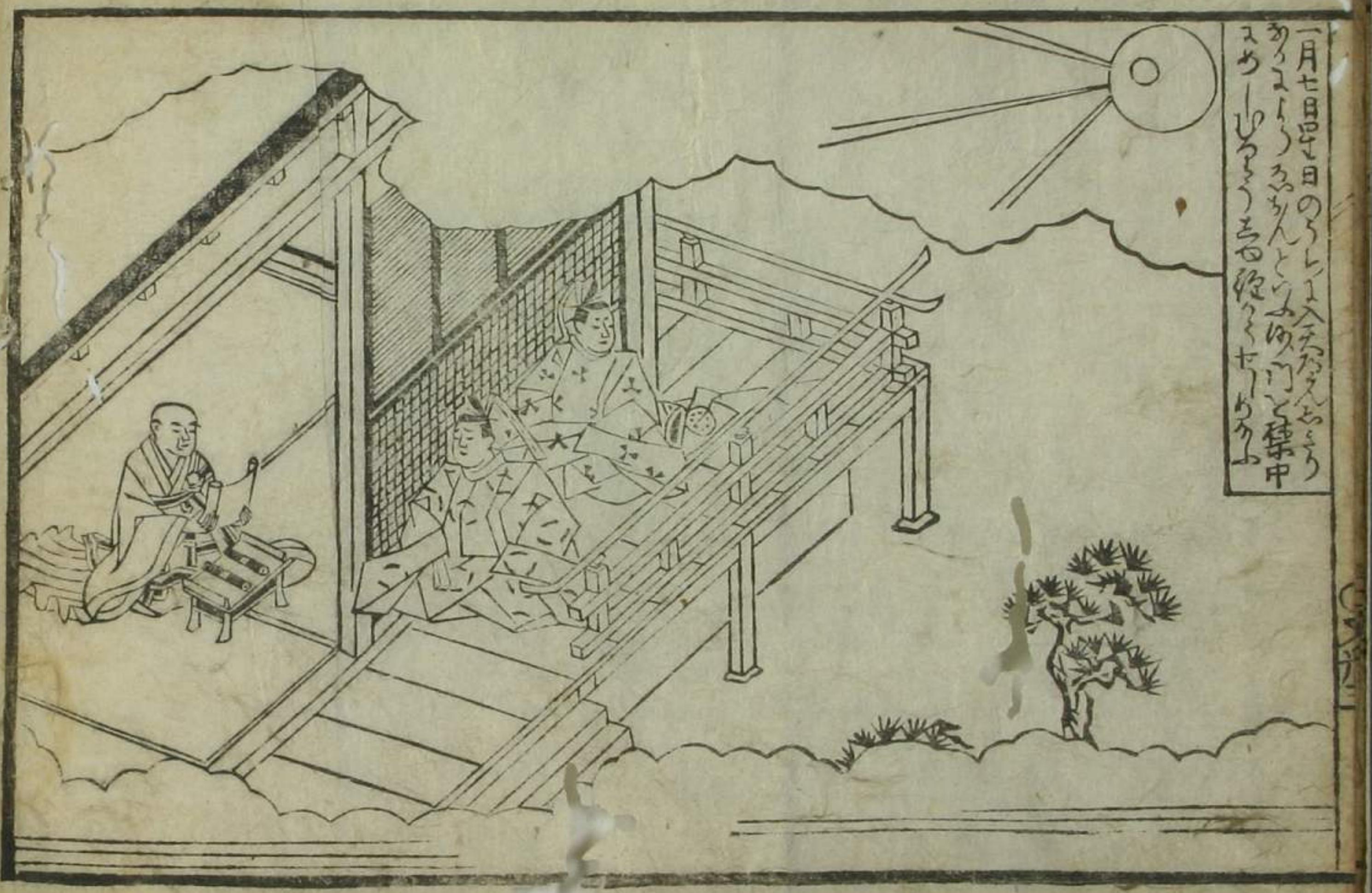
千人あめりけみてるるび高をいのう

乙亥廿一〇十一月以門を走よかふ

丙子廿四〇正月桃李を走よか



一月七日四日のうれし入天あづまをとめに門と集中  
スウレシマウる後アフタセナリカフ



丁丑年正月の立年たてと大安寺だいあんじにて  
おととしもじまよ。六月むかのゆきのれ  
乃とまと金かなくわくとどまつ  
戊寅ご年六 巳而巳正七〇四月しやくひまわる  
ス物ものあり。すらり人ひとよ御ごくらほくらほ院いんしてく  
○持もはのゆきはなりゆきよゆき。すら  
人ひとよ御ごくら  
庚辰ご年六〇十二月一日  
あくま鶴天つるまむらそみそみ一よ。  
辛酉さわ年〇二月つばさ廿二日聖德太子ひぢりのたけ御造みつくりみ  
薨こうトト壽じゆ四十九よ岁とし科くわモモ陵りょう葬さうふ  
え福ふく十丁じやう年としまで一千八十二や年としとと也よ  
辛未さい年〇三月みづきトトう枯かくで霧きりあ。五  
こく年としのの大儀だぎみ  
甲申こうしん卅二  
○四月しやく三百斧あをもて祓はらいととて  
うを傍そばよどみて。傍そば尼ぼう傍そば忍しのぶのの傍そば官くわん  
をあきそ。傍そば尼ぼうととと。百濟ハルシノ傍そば觀くわん  
とと信しんととこれ傍そば官くわんのももざままり。也や  
○五月ご天下あまの傍そば尼ぼうをめんめんべべし。ももうそ

四十六ナ而僧數八百十六人。尼數千三百  
八十人。之酉卅三年○三月每う  
齋觀と云復來御して。三論宗をひうじ。

信とくる。僧サトウをすりふ

丙戌廿四○正月拂季サトウ○三月

○五月そぞ乃馬子薨。敏達天皇の御

もろけ帝の侍すまで大臣の位三居す

より五十又年○六月大モラ。五ノくられ

天下乃民弑死。丁亥卅五○春じて

うきうき。○五月蠅あつまつる四十よ。ど

うや寝。人よびけて男ととなり女を。

戊子廿六○三月七日天皇小聖田乃まよ崩  
御七十又二。九月十二日竹田王の陵より葬  
己丑

**第廿五**

予即天皇 五月御そくわ。  
元年

敏達天皇の法。

庚寅二年○五月茅渟王の女寶白女と

室石とと○秋遣唐使と

辛卯三年○房列あり。キミ詔水といづ

九月天匂。御温泉。又行幸

壬辰四年○去去年つゝへされ。遣唐使

犬上使。回紇唐の高表仁とつゝものと

同くして。汝河としのひととおはなほせと

癸巳五年○高表仁唐よつて。勅る。まご  
ねく

甲午六年○五月朝日

役小角。まごと。ゆき。まご。没行。まご

○三月豐浦寺と。○八月。長良。東方

よあつて。乙未七年○一十九莖  
に。く。乃。お。を。く。邁。生。と。

丙申八年○朝廷の出仕よ。特をつくる。と。ま。し

丁酉九年○二月大とちう星のうちのく  
きして東より西より。これをうぶへ  
るふ天狗星をうぶし。祀よまうべと  
いへり。種種施慶。徳深。乃は地をう  
成。十年○秋大風。とどかず。あらざつ  
○おむりてすくに。おもく

○冬を天をあり。函乃温泉。よどみ。

己亥十一○正月二日大風。とどか。○同サ。年自をう

きが。しゐ。あらざつ。

庚子十二○二月七日。晴。日乃うち。入。

○天をひらき。うらゆら。天際。といはに  
を禁裏。よめ。て無量壽經。を傳。ざ  
やうふ。内裏。よめ。て經。を傳。ざく。あ  
く。しめ。也。無量壽經。は淨土三部。妙典。の一也。

辛丑十三○十月九日天皇崩。

壬寅 第一皇極天皇 正月 ひそく敏  
元年 ひそく敏 勅帝乃位 ひそく敏

第廿一皇極天皇 ひそく敏

御名。ひそく敏 ひそく敏

四年。ひそく敏 うらふ信。をゆづりま。すれ

りけ。事。とは。めと。と。○大智。あら。ニ  
ねをうげ。て。ね蓋。く。と。野。と。

○夏。大。よ。じ。ぐ。り。仁。神。よ。の。く。も。あ。や。ぞ。  
天。を。南。閑。門。よ。の。く。して。四。方。天。地。を  
め。て。け。き。く。や。大。よ。あ。ら。み。う。ス。月

癸卯二年○正月朔日又えのを。天。よ。こ。う  
○四月あく。れ。わ。う。大。と。一。す○そ。ふ。の。へ。無  
死。通。よ。つ。み。り。山。背。立。と。せ。じ。山。背。立。自。害  
山。背。立。主。バ。レ。ム○正。月。中。臣。無。忌。を。無。忌  
微。と。○舒。明。を。れ。を。そ。く。愁。を。う。ち。く。ま  
乃。櫻。の。あ。め。ト。う。く。愁。を。う。ち。く。ま  
き。年。金。と。○神。御。入。麻。衣。と。や。う。や。ま  
し。と。を。降。下。と○七月。東。國。富。士。ハ。ア  
あ。ら。よ。大。生。多。と。つ。神。宣。人。よ。出。を  
き。う。る。と。と。く。め。て。ま。ど。つ。と。ま。づ。く。と  
び。あ。り。て。神。宣。と。く。ま。く。

○げ。け。宇。ニ。そ。ぎ。の。船。表。へ。麻。衣。大。臣。と。と

大化

第亜

孝德天皇

皇極帝同母

乙己

第亜

孝德天皇

皇極帝同母

転至すと。在位十年。

○六月十一日太極臺（だいきくだい）と中大兄（ちゆうだいおき）の御子麻呂（まろ）とアハサ（アハサ）と同母（どうふく）と  
ねを入布（いりぬ）をさりこうと。ペ鹿（ペル）文姬（ムカシ）美  
も識（し）すれぬ。○天皇位を承（うけ）りて中大兄（ちゆうだいおき）  
ゆびりかへ官すゆきくゆきくして中大兄（ちゆうだいおき）  
大兄（だいおき）天香（あまかほ）を太子（ごしこそ）と。○継（つら）こと内大臣（うちだいじん）  
とて継冠（つらかん）をめぐり。金鷲磨石川磨（かなしらまかわま）  
をがた乃大臣（おほだいじん）と。○ひ代より年号  
をドキリて大化と云。○キセキ稱（アシテシメ）よ遷都  
せきゆのよまとさく

丙午二年○舊國よ開家（あらこくよ ひらくや）とす

○もとて宇治橋（うじばし）をつく

丁未三年○始て七夕十二階（しちやくじゅうにかい）ノ冠（かん）を制（せい）

○冬帝至る温泉（ゆの湯） 戊申四年

○ほのふ 王母山（おうふくさん）ノ像（ぞう）をつく

己酉五年○始て八省百官（やくせいひゃくかん）をす

○もとて八省百官（やくせいひゃくかん）をす

○太臣石川磨（おおおみいしかわま）自寄（じき）等（とう）ノ日向磨（ひなま）

徵言（せいげん）にて西日向す。諸言（しょげん）あづけ

はづくよるがくく。○阿部乃金榜磨薨（あべの きんぼうま こう）

庚戌

白雉

元年○セツ乃金榜磨薨薨（きんぼうま こう）

御子（ごこ）をそそりう。○而て白雉（しらしま）と年号改む

辛亥

二年

○始て丈六乃仏像（じゆくわうのぶつぞう）を建（たて）。つり

木像（もぞう）一千（せん）といそく。僧尼（そうに）二千人（にせんじん）あまうを

勢（ぜい）裏（うら）めつて一切經（けいきょう）をくもりめく

壬子

三年

○夏大どうどの敵（てき）とうどく屋（や）とつざ

又無量（むりょう）劫經（さいきょう）をくわうふとくどくぢ

癸丑

四年

○多武峯（たぶのう）ノ定惠和尚入唐（じょうかうじゆうりゆうとう）

京の自圓七年にして法相宗（ほうさうしゆう）とつれて  
遊（ゆ）ねくふ。支那峯（さなのう）ノ開山（かいざん）なり。明天

白室（しらむろ）ノ和銅七年六月九日遷化（せんか）す

○先のくふの崩（くず）とくめくつ

○吐火羅國舍衛國の人那須國人日向國人也。十月十日天皇崩御。

乙卯 第九 齊明天皇 皇極天皇

つまきの也。左佐士年。中大兄天皇崩御。もとのとして。大和のあそびふねうどん。樹がきのみこと。ばけり。のちよあそびのむりとのくまようづく。

丙辰二年。○百毛の毛よりあづひの毛とをす。

○執政橘足つまきの百毛の信濃國ゆのまみをとすをしゆる。

丁巳三年。○七月うらざんゑと始てまとうく。○十月。纏足山斜まとこんまうして。椎

摩舍(さ)をとぞじ。 戊午四年

○智通智達入唐して玄奘三藏とす。

○天皇太夫兄大と紀列の温(ゆ)めり。辛巳未五年。○七月。落山の御(お)ひようらざん

経を講(は)く。代(し)ばり。御(お)ひようらざん

○遣唐使(し)のいづものアラハ送(お)

庚申六年。○仁王金(きん)堂(どう)の住(す)み。 蟻(アリ)ひよごと十圍(じゆい)。ぐり。通(と)みとびらう。

○漏(ろう)計(けい)とくろ。氣(き)脉(めい)計(けい)。漏(ろう)計(けい)とくろ。氣(き)脉(めい)計(けい)。

辛酉七年。○五月。神木をもりて。御(お)裏(うへ)をととのひ。あそぶ。山(やま)をう。めう。やのせととそらう。神(かみ)お。乃(の)う。めう。そと。お。な。くらま。ら。と。ぐ。く。

○七月廿日。辛酉。御(お)食(く)のまよ崩御。甲午。

壬申即月。○誠智大(だい)なる。落(おち)ゆく。まうる。鬼(き)あそぶ。わきて。葬(くわ)う。儀(ぎ)おとこ。

壬戌 第九 天智天皇 舒明帝(しめいてい)内室

とも葛城(くらき)をもとよりと。孝(こう)徳(とく)尊(そん)明(めい)。

二代の。ある太(おと)と。う。春(はる)内(うち)七(しち)年(ねん)。太

佐(さ)の。あそぶ。う。の。中(なか)。よ。う。本(もと)。う。落(おち)。西(にし)を。う。く。う。て。げ。ま。う。て。續(つづ)く。と。見(み)。ふ。それ。を。本(もと)。れ。と。云(い)。

○ねどもえ中のるの屋よ草つゝ  
癸亥二年○ちくねよにて大和ノ四事と

ノ内義園信の國基也

○百三へ新羅ふ葦たふ日本か勢と百  
さりよつべて。さんらううのうのう

甲子三年○薦我連薨○六月あとの國

栗本内郡よ一あよひよ樹を生むと

乙丑四年○ちくねよにて誓願寺をそん

まう。本ゑハ僧へ言。春日ハ御作に

五糸六府ムハ勝因をと。べきえ三論

宗をう。相模天を遷教のほやうろのゆ

やうきの里よけあをうけ。枝よ改めて。

海太家とくとく。とみら西山城一本寺也。

中世氣北舊誓願寺町ようつて戒え

寺乃南よあう。一旦けち炎上す。文明

九年六月十穀少門奉無と。勧進乃亭

ハ一条御内ノ御長修也。そのうち三宗系松

ふうつて、せき秀吉公ノも宴おめ殺

せき秀吉堂乃額を大蒙寺に立室真

供じ。中臣とあくたて岩原ノ姓をく

寅五年○唐門智由指南車とまつ

指南車と云ハ車よかとくとくのく文

ひきよておとくとく南よくとくとく

○乾の扇に引うつ。丁卯六年○天皇即位

元年ようとくとくとくとくとく政

をかくひよふ。○ねをあくとくとくとく

うかくよ遷都○山房葛野ぬくとく白燕と

さくく

戊辰七年○五月旨天

皇志賀ノ集

○新羅ノ道行草葉姫をうぢんとく

○江別ちづの新よ崇福寺と建志賀寺とく

○同ド郊よ苗鹿の竹をあがむ

○越列うりゆうとくとくとくとくとくとく

○掌引の角あるとそぐ  
己巳八年〇十月大和より入瀬是夜三時

帝立とひよろかにモニハ

○同月がまくら薨年五十六

○和歌行基生る。考通帝天平勝  
寶元年に聖武帝行基は大菩薩の影  
をたまつ。僧徒も樹をつくり。塔を

つま。四十九ヶ所の道場をこそわちく乃  
仁と云ふ。天平勝寶元年二月又

八十さいと遅化

庚午九年〇六月書を貢奉をもす

○去年報マキのる安みるをやしま

めをまくく。辛未十年〇正月一日大友

久留米と太政大臣よ任じ。種我布兄と大

臣よ任じ。中臣金連を太大臣よ任じ。

○四月もどりて漏刻をりしに種我布を

たまくして出をもる。

○十月帝病惱モ一キとによりて天皇

侍候と以づくととのゆふ。もれども大友

久留米のぞとあらずと云ふ。

天皇御退きしにて。御船へびれなり

○十二月三日天皇もだれれりと崩御

四十六日〇ちくぜんより八景の舟をもす

十五年。津浦原天皇とすと

○五月大和を天皇を害せんすを

もす。よしと天皇と大臣とに別わづ

がる。よしと天皇と大臣とに別わづ

がる。よしと天皇と大臣とに別わづ

がる。よしと天皇と大臣とに別わづ

がる。よしと天皇と大臣とに別わづ

がる。よしと天皇と大臣とに別わづ

がる。よしと天皇と大臣とに別わづ

癸酉二年〇二月廿七日天皇没くる

○四月。三月。三月。三月。三月。三月。三月。

内アラとあぐも。始て一月の後うつと

甲戌三年〇正月十四日十六日もどりて御方の

壬申

第四十

天武天皇

天智同母乃

白周元

第

天武天皇

天智同母乃

さらゑをかくらひ○三月射もへり報を

まう本船又は出立をもどり

○六月始く六月船をねとまう

乙亥四年○始く占星齋をまう

○そとのりてアセのうみハ幡宮と

くさんむうと。又建鄰太田作の社を主

○四月四日諸田廣附ノ社を主神社と

しろは天孫。御子の御子

ひろせハ私室宇賀乃賣御くと

丙子五年○正月祥園<sup>サヨウノ</sup>御をまう

御廷宴をまう○福を玉て西門の御

中ヌ御<sup>ム</sup>モ○八月御<sup>ム</sup>して生うとねう

丁丑六年○御社三分二を御主の御ひとと

○十月より乃<sup>シ</sup>姫<sup>シ</sup>をも

戊寅七年○八月三日心<sup>シ</sup>乃<sup>シ</sup>洛をまう

或記いへ。寺引ハ法<sup>カハシ</sup>ト<sup>ト</sup>アキモア

ホ流<sup>ホリ</sup>。スミ乃<sup>シ</sup>塔婆ハモ<sup>シ</sup>とく太子

乃<sup>シ</sup>下<sup>シ</sup>て<sup>シ</sup>不<sup>シ</sup>ぞのも<sup>シ</sup>無<sup>シ</sup>院

義教<sup>ヒヨウ</sup>公<sup>ヒヨウ</sup>重<sup>シ</sup>一<sup>ヒヨウ</sup>信<sup>ヒヨウ</sup>自<sup>ヒヨウ</sup>教<sup>ヒヨウ</sup>主<sup>ヒヨウ</sup>院<sup>ヒヨウ</sup>を

○波<sup>ハ</sup>あ<sup>シ</sup>か<sup>シ</sup>は<sup>シ</sup>の<sup>シ</sup>う<sup>シ</sup>ふ<sup>シ</sup>○瑞<sup>シテ</sup>五

聖<sup>セイ</sup>を<sup>シ</sup>ぐ<sup>シ</sup>○巳卯八年○<sup>セイ</sup>吉<sup>セイ</sup>

ス行<sup>シ</sup>年<sup>シ</sup>○六月御<sup>シ</sup>と<sup>シ</sup>と<sup>シ</sup>大<sup>シ</sup>と<sup>シ</sup>地<sup>シ</sup>と<sup>シ</sup>○

○御<sup>シ</sup>て<sup>シ</sup>僧<sup>シ</sup>尼<sup>シ</sup>威<sup>シ</sup>儀<sup>シ</sup>法<sup>シ</sup>服<sup>シ</sup>の<sup>シ</sup>と<sup>シ</sup>制<sup>シ</sup>を<sup>シ</sup>

○長<sup>シ</sup>福<sup>シ</sup>寺<sup>シ</sup>の<sup>シ</sup>御<sup>シ</sup>院<sup>シ</sup>と<sup>シ</sup>御<sup>シ</sup>度<sup>シ</sup>施<sup>シ</sup>業<sup>シ</sup>院<sup>シ</sup>を<sup>シ</sup>

○始<sup>シ</sup>と<sup>シ</sup>國<sup>シ</sup>を<sup>シ</sup>うと<sup>シ</sup>よ<sup>シ</sup>く

庚辰九年○正月活田村より<sup>シ</sup>すり<sup>シ</sup>まう

○二月廿五日<sup>シ</sup>づき<sup>シ</sup>麒麟<sup>シ</sup>ノ角<sup>シ</sup>と<sup>シ</sup>○

○六月慶隆<sup>シ</sup>○十一月三日<sup>シ</sup>御<sup>シ</sup>重<sup>シ</sup>と<sup>シ</sup>輕<sup>シ</sup>よ

りう<sup>シ</sup>お<sup>シ</sup>が<sup>シ</sup>る<sup>シ</sup>ひ<sup>シ</sup>ひ<sup>シ</sup>と<sup>シ</sup>○

○宝<sup>シ</sup>石<sup>シ</sup>御<sup>シ</sup>あ<sup>シ</sup>む<sup>シ</sup>う<sup>シ</sup>御<sup>シ</sup>御<sup>シ</sup>○

して<sup>シ</sup>お<sup>シ</sup>と<sup>シ</sup>平<sup>シ</sup>食<sup>シ</sup>と<sup>シ</sup>○御<sup>シ</sup>裏<sup>シ</sup>の<sup>シ</sup>御<sup>シ</sup>○

五十二條<sup>シ</sup>と<sup>シ</sup>行<sup>シ</sup>ふ<sup>シ</sup>○辛巳十年

○彗星<sup>シ</sup>犯<sup>シ</sup>○御<sup>シ</sup>御<sup>シ</sup>と<sup>シ</sup>四<sup>シ</sup>之<sup>シ</sup>の<sup>シ</sup>御<sup>シ</sup>御<sup>シ</sup>

より赤鬼<sup>シ</sup>と<sup>シ</sup>○始<sup>シ</sup>と<sup>シ</sup>御<sup>シ</sup>の<sup>シ</sup>御<sup>シ</sup>御<sup>シ</sup>○三<sup>シ</sup>之<sup>シ</sup>の<sup>シ</sup>御<sup>シ</sup>御<sup>シ</sup>

舊<sup>シ</sup>鳥<sup>シ</sup>と<sup>シ</sup>まう○六月十一日ゆ<sup>シ</sup>まう

○八月<sup>シ</sup>百<sup>シ</sup>幡<sup>シ</sup>と<sup>シ</sup>まう<sup>シ</sup>を<sup>シ</sup>ね<sup>シ</sup>を<sup>シ</sup>と<sup>シ</sup>んで

卷末十二  
聖天御の宮

佐を徴し○御孫と男の報答をもつ

○法事の應を乞う○葬とよ報答を因

みをもどし 甲申十三〇たんじのくわ

触士ある櫻と○男女の御孫と制と

○十月十四大ださんふぐれ月日御社佛

殿を御まつづれ人御社佛と御社佛

ノア左衛の御家五千万湧とあよき伊

より涅槃さづむ○住吉御孫めくろ

七酉十四〇六月御孫四十八萬とよき朝膳を

しがと○法事は勤て佐あつ人の懲役

をゆき43〇三月をとみく坐よ歎う

朱鳥

○夏二十五年○和列うらあくき能とす

ありのあつこみまむ〇九月九日天皇清

澤原の御み崩佛〇大はなまむむかんを

なでして御まく〇蛇と犬とほり

丁亥  
元年 **四十一** 持統天皇

天智帝の陽女  
天武帝の臣女

在位十年〇御孫の御孫を襲襲  
すめづく御すみがどこう

○國忌齋とまく

戊子二年〇始く御林をもと正月卯日卯と

己丑三年〇草薙の御み薨む二十八歳

○御六をいきくめらう

庚寅四年〇正月一日持統帝はそくか。太夫

萬葉をとどけて政をさくまゆる三

之天下又大敵一そくひ二十あづと身

仇乃男女五千人よだまう

辛卯五年〇天皇太祖はお車をとて

食事は信階をとく女官うもくと

壬辰六年〇天皇太祖はお車をとて

○御船をとて白糸をつくる

癸巳七年〇位を百廢王とく〇法事

仁王經とまつむ。十月に引菴院經  
多く。経を誦うつををく。

甲午八年○十二月太和のあ原より詔とくと  
乙未九年○九月御のりうととをきらゆす  
丙申十年○からくあはよ初う

丁酉

元年

四十二

文武天皇

八月一日在そくゐ

天子の縁是の御  
御教へる。雅名を極め。正位  
十一年○八月持統帝より太上天子の号  
をまつ太上天子のモドヤ世

○三年貞をひくを

戊戌二年○御教の様を禁物。國度の考

因羅くと

己亥三年○被教者大和  
乃づらきよ儀て御をうみて鬼神とつみ

その手すぢゆいとたゞひあくとく  
ふく人をもどき。奏書。人をくわ  
うみて行者を伝旨。行ゆるがくく

庚子四年○え毎もの道昭安村を坐して  
火葬にそこれを火葬のもとめとく  
大

辛丑元年○これうちばか御事。一時  
寶。瑞。すもて等と。大寶。すもて等と  
て。大宝。○大健。陽行。と。人死と。大  
臣。と。く。ふ。先。勝。食。内。モ。ド。ま。り。也

○二月丁巳の日。詔。を。大。字。案。よ。ま。う。を  
釋奠。と。云。○庚申。ノ。御。は。の。天。王。寺

ス。あ。も。く。ぞ。う。則。天。下。の。山。寺。を  
○五月遣唐使立。○九月紀行の退多。よ  
行。奉。人。を。五。を。儀。と。○。松。尾。社。の。川

儀。言。幽。社。上。高。ハ。分。土。山。ノ。平。ノ。鎮。生  
キ。一。ナ。ト。分。古。山。ノ。ミ。リ。今。の。松。屋。也

文武天皇。大寶元年。泰都理。勅。を。う。け  
き。り。て。始。く。か。古。山。大。移。谷。下。り。神。社  
今。の。は。よ。う。ほ。く。く。れ。を。あ。つ。○承。寶。年

官。上。申。ノ。日。祭。を。行。う。て。式。例。と。も。官  
加。歲。松。屋。の。二。秋。發。と。同。ド。う。ち。て。お。て  
い。り。我。を。ま。く。人。ハ。葵。櫻。ノ。花。雙。を

かけよ詔の宣願をのぞくへとこれよ

もてとあ社の祓官をのち日暮

樹を夢裏より献どと西社をよりてく

一宮より御じて加茂と同ぐ。身をも

義の神と。西社ハ七所車社也

累之

けひ神あり山廬山よりて公山王太官

大權視と是も

縁起云名西社の御靈を引か御と。

社稷乃神と。身食神と。酒靈神と。

酒を釀と人曰わくとて酒福

神と。西社の御代千二百石也

○西ノ帝生也

壬寅二年○後醍醐天皇○いづめて岐義の山

スをひく○十二月十日持統太上皇崩

御○山門教と多らうの山と山權院

を勅建と○五月又えりをもあくろ

○房々より眼三らあす人も

○十月太上皇持をあきる島の後醍醐

ノミテ帝王火葬の始也

慶

甲辰元年○七月遣唐使の朝末于志田

雲

北町をなまら○始く後醍醐の御誕生

乙巳二年○後醍醐の御誕生と

○大和の宇治八咫鳥の神をあぐい

丙午三年○十月后醍醐の御誕生と維摩會

とまく○下りて退飾をあこなふ

追跡へ行ゆひととよだれとて天地方を被せらる

きのうともざれとて天地方を被せらる

これを追○ねよと後醍醐をも

佛と云

ゆき

丁未四年○六月十五日

文武帝崩御壽二十五日○同月廿三日

大和ん○一頭三面の鬼あくつて

ハ丈二尺

和銅

戊申

四十三元明天皇

天智天皇

天智天皇

室子のまこと文武帝の法母也。先帝

五禪よりて御即位を佐七年

○表列より和銅鏡と献  
つ石上磨を極大臣と不以等と大  
臣と。○安信仲磨うまく  
しもて銅鏡銀鏡をほりふ

己酉二年〇二月つゝの觀音寺  
○乾仁帝生まし 庚戌三年  
○三月和列奈良又遷於てなほの多  
○太田臣源比あらうの尊福寺建立

辛亥四年

○稻荷大明神伊奈利山は現一ま  
今より舊也と社家ノ

弘法大師東寺門あるもみて稻荷と舊  
あ老翁もあつ。そのもと元氣もど。  
大師もと。稻荷の神乃化けたり  
りの也と。則東寺の諸もよ傳りうま  
るねよろて山上の神社を今りや  
うほりて稻荷の神と號く。稻荷或ハ  
稻成或ハ飯成と作る。東寺像起見

延喜式神名帳より載る所へ山城國紀  
伊郡稻荷社三座上ノ社ハ太田命。中  
の社ハ倉稻兎下ノ社ハ大宮姫也。先と  
上下と稱とくハ神位の崇卑もあらう  
社乃有モ不つてよトと稱とくも  
今傳する所の五座と申の社三座謂  
伊郡稻兎。倉稻兎也。下界  
○文德實錄三ノ卷より文德帝勅て  
いの神社又は三佐をもづきらしく也  
又延喜八年太政大臣を贈る藤原時平  
はすよろく長曆をもつてかくす  
を自幼半ノ日よのうあれどもいま  
九旬を過ぐ。幼乃半日をりしるて私  
人えんげいとす。幼半日をりもひひ。ハ  
藏鏡と云。神領百四十解鑑をと

稻荷の寺<sup>アシハラノミ</sup>を油小路<sup>ウカニ</sup>東奈乃南<sup>タチナカニ</sup>  
弘法大師<sup>カクダシ</sup>東寺<sup>ヒガシジ</sup>御子<sup>メコ</sup>を<sup>ミコ</sup>乃<sup>ハ</sup>御子<sup>メコ</sup>八  
幡<sup>ハチマツ</sup>御子<sup>メコ</sup>も<sup>モ</sup>そ<sup>モ</sup>う<sup>モ</sup>り<sup>モ</sup>よ<sup>モ</sup>ち<sup>モ</sup>す<sup>モ</sup>て<sup>モ</sup>は  
ひ<sup>モ</sup>う<sup>モ</sup>の<sup>モ</sup>神<sup>カミ</sup>御<sup>メ</sup>御<sup>メ</sup>大<sup>モ</sup>師<sup>カクダシ</sup>と<sup>モ</sup>く<sup>モ</sup>  
さ<sup>モ</sup>う<sup>モ</sup>の<sup>モ</sup>お<sup>モ</sup>と<sup>モ</sup>み<sup>モ</sup>り<sup>モ</sup>く<sup>モ</sup>家<sup>カミ</sup>を<sup>モ</sup>う<sup>モ</sup>じ<sup>モ</sup>て<sup>モ</sup>  
九<sup>クモ</sup>日<sup>ヒ</sup>を<sup>モ</sup>経<sup>スル</sup>く<sup>モ</sup>との<sup>モ</sup>稻<sup>アシ</sup>荷<sup>ハラ</sup>山<sup>サン</sup>と<sup>モ</sup>居<sup>リ</sup>座<sup>ス</sup>る  
さ<sup>モ</sup>う<sup>モ</sup>や<sup>モ</sup>今<sup>モ</sup>よ<sup>モ</sup>う<sup>モ</sup>り<sup>モ</sup>て<sup>モ</sup>油<sup>ウカニ</sup>猿<sup>ヤマ</sup>と<sup>モ</sup>サ<sup>モ</sup>日<sup>ヒ</sup>  
又<sup>モ</sup>塩<sup>ソ</sup>囊<sup>カネ</sup>抄<sup>シ</sup>の<sup>モ</sup>役<sup>ハ</sup>せ<sup>モ</sup>本<sup>モ</sup>古<sup>モ</sup>傳<sup>ヒ</sup>統<sup>トシ</sup>と<sup>モ</sup>く<sup>モ</sup>  
壬<sup>モ</sup>子<sup>モ</sup>五<sup>モ</sup>年<sup>モ</sup>○<sup>モ</sup>お<sup>モ</sup>年<sup>モ</sup>始<sup>ム</sup>と<sup>モ</sup>か<sup>モ</sup>と<sup>モ</sup>人<sup>モ</sup>を<sup>モ</sup>よ<sup>モ</sup>  
角<sup>モ</sup>き<sup>モ</sup>の<sup>モ</sup>ね<sup>モ</sup>本<sup>モ</sup>古<sup>モ</sup>傳<sup>ヒ</sup>統<sup>トシ</sup>と<sup>モ</sup>く<sup>モ</sup>  
○<sup>モ</sup>丹<sup>モ</sup>油<sup>モ</sup>の<sup>モ</sup>ゆ<sup>モ</sup>う<sup>モ</sup>ろ<sup>モ</sup>き<sup>モ</sup>猪<sup>モ</sup>を<sup>モ</sup>く<sup>モ</sup>

癸丑六年

○日本ノ風土記<sup>カタニ</sup>をつくる一む  
○もどめて木<sup>モ</sup>曾<sup>モ</sup>く<sup>モ</sup>う<sup>モ</sup>と<sup>モ</sup>し<sup>モ</sup>く<sup>モ</sup>  
○塞<sup>モ</sup>峩<sup>モ</sup>法輪寺<sup>カツランジ</sup>を建<sup>ス</sup>立<sup>ス</sup>智福山<sup>チフクサン</sup>と<sup>モ</sup>う<sup>モ</sup>  
大井<sup>モ</sup>の西<sup>モ</sup>よ<sup>モ</sup>本<sup>モ</sup>の<sup>モ</sup>虚<sup>モ</sup>空<sup>モ</sup>龕<sup>モ</sup>釋道<sup>モ</sup>

昌<sup>モ</sup>の<sup>モ</sup>基<sup>モ</sup> 甲寅<sup>モ</sup>十<sup>モ</sup>年

○布<sup>モ</sup>二<sup>モ</sup>丈<sup>モ</sup>六<sup>モ</sup>尺<sup>モ</sup>を<sup>モ</sup>一<sup>モ</sup>機<sup>モ</sup>と<sup>モ</sup>ぶ<sup>モ</sup>む  
○如<sup>モ</sup>羽<sup>モ</sup>の<sup>モ</sup>國<sup>モ</sup>より<sup>モ</sup>蚕<sup>モ</sup>を<sup>モ</sup>養<sup>ス</sup>り<sup>モ</sup>を<sup>モ</sup>ま<sup>モ</sup>  
○紀<sup>モ</sup>清<sup>モ</sup>入<sup>モ</sup>國史<sup>モ</sup>を<sup>モ</sup>撰<sup>ス</sup>む

靈<sup>モ</sup>龜<sup>モ</sup>

四十<sup>モ</sup>元正天皇

しも<sup>モ</sup>う文<sup>モ</sup>武<sup>モ</sup>草<sup>モ</sup>鷦<sup>モ</sup>鷯<sup>モ</sup>也<sup>モ</sup>子<sup>モ</sup>れ

乙卯<sup>モ</sup>帝<sup>モ</sup>乃<sup>モ</sup>は<sup>モ</sup>歸<sup>ス</sup>ケ<sup>モ</sup>り<sup>モ</sup>。汝<sup>モ</sup>元<sup>モ</sup>明<sup>モ</sup>天<sup>モ</sup>皇<sup>モ</sup>乃<sup>モ</sup>  
ゆ<sup>モ</sup>ぐ<sup>モ</sup>と<sup>モ</sup>う<sup>モ</sup>き<sup>モ</sup>。信<sup>ス</sup>よ<sup>モ</sup>つ<sup>モ</sup>き<sup>モ</sup>。左<sup>モ</sup>佐<sup>モ</sup>左<sup>モ</sup>使<sup>モ</sup>十  
〇九<sup>モ</sup>月<sup>モ</sup>三<sup>モ</sup>日<sup>モ</sup>即<sup>ス</sup>位<sup>モ</sup>。○左<sup>モ</sup>京<sup>モ</sup>職<sup>モ</sup>。右<sup>モ</sup>七  
す<sup>モ</sup>乃<sup>モ</sup>靈<sup>モ</sup>龜<sup>モ</sup>を<sup>モ</sup>ま<sup>ス</sup>。左<sup>モ</sup>右<sup>モ</sup>眼<sup>モ</sup>白<sup>モ</sup>く<sup>モ</sup>頭<sup>モ</sup>  
あ<sup>モ</sup>く<sup>モ</sup>脊<sup>モ</sup>三<sup>モ</sup>星<sup>モ</sup>。右<sup>モ</sup>。○八<sup>モ</sup>月<sup>モ</sup>遣<sup>ス</sup>唐<sup>モ</sup>使<sup>モ</sup>  
あり<sup>モ</sup>。○吉備<sup>モ</sup>大<sup>モ</sup>臣<sup>モ</sup>下<sup>モ</sup>道<sup>モ</sup>真<sup>モ</sup>備<sup>モ</sup>。左<sup>モ</sup>右<sup>モ</sup>僧<sup>モ</sup>  
僧<sup>モ</sup>正<sup>モ</sup>阿<sup>モ</sup>信<sup>モ</sup>仲<sup>モ</sup>磨<sup>モ</sup>十六<sup>モ</sup>。左<sup>モ</sup>三<sup>モ</sup>人<sup>モ</sup>も<sup>モ</sup>  
乞<sup>モ</sup>乞<sup>モ</sup>し<sup>モ</sup>よ<sup>モ</sup>う<sup>モ</sup>び<sup>モ</sup>へ<sup>モ</sup>。入<sup>ス</sup>唐<sup>モ</sup>。左<sup>モ</sup>右<sup>モ</sup>官<sup>モ</sup>  
薨<sup>ス</sup>。丁<sup>モ</sup>己<sup>モ</sup>元<sup>モ</sup>年<sup>モ</sup>。○三<sup>モ</sup>月<sup>モ</sup>左<sup>モ</sup>大臣<sup>モ</sup>石<sup>モ</sup>山<sup>モ</sup>。右<sup>モ</sup>官<sup>モ</sup>  
薨<sup>ス</sup>。七<sup>モ</sup>十八<sup>モ</sup>。○泰澄<sup>モ</sup>法師<sup>モ</sup>白<sup>モ</sup>山<sup>モ</sup>。左<sup>モ</sup>右<sup>モ</sup>官<sup>モ</sup>  
の<sup>モ</sup>九<sup>モ</sup>月<sup>モ</sup>み<sup>モ</sup>の<sup>モ</sup>。左<sup>モ</sup>右<sup>モ</sup>官<sup>モ</sup>。帝<sup>モ</sup>。右<sup>モ</sup>官<sup>モ</sup>  
初<sup>モ</sup>辛<sup>モ</sup>。左<sup>モ</sup>右<sup>モ</sup>官<sup>モ</sup>。泉<sup>モ</sup>老<sup>モ</sup>。左<sup>モ</sup>右<sup>モ</sup>官<sup>モ</sup>。左<sup>モ</sup>右<sup>モ</sup>官<sup>モ</sup>  
左<sup>モ</sup>右<sup>モ</sup>官<sup>モ</sup>。左<sup>モ</sup>右<sup>モ</sup>官<sup>モ</sup>。

これをまひ毛乃瀑布といへり

戊午二年○天孫の名を東に拂ひて東  
塔院をこへりと○十二月遣唐使の御  
○恭邊等をもとほ毎ハ少るゆき居  
三〇官人又翁をうつじ○婦人の衣  
年服乃制とまつむ

庚申四年○五月舍人親王安麻呂等日  
本紀三十巻をそくふ舍人親王とまつらハ  
○八月九日右大臣不比等の薨代執政六十二歳  
太政大臣正一位を贈文忠公と溢一  
瀬海公又封だらう○九月うきハキノ方  
ちくくかくりて始く後は放生舎を  
おもねり辛酉五年○大和の長谷の  
くもんをつくる○九月十一日不比等  
伊勢守幣をもたらす○十一月元明太上  
天皇崩御六十一歳

壬戌六年○尊称熊名をもと○始て女醫ほめい  
ちとく○五部大奈經とうはく

龜とよく 癸亥七年 純アアツイ  
**神龜**四五 聖武天皇 二月四日はくの  
甲子 文武帝始祖也

附よしと北四の在位二十五年

○正月帝ゆくわと太子ゆづりす○太  
上天ゆくわと○八月聖武帝はゆく  
ニ通姫詔こうじ○月天皇ゆく五津島  
神とゆづりす十月天皇ゆくさす五  
月のゆづりて和氣の浦くわいのうらにけ  
○三月十八日株本人慶亮けいりょう  
丁卯四年○三月大和のせあをくわふ  
樹道より乃國基くに

○五月廿日つら風南苑のうへとて二十六日  
わふ 戊辰五年○九月十五日が

己巳天平元年○八月淡海公のじと光明  
引と白居よ立○脊と天王貴平知百  
教の七家と貢う能をもる

庚午二年

○み安塔と清水寺樓門の三月  
傳言聖武天皇乃店少主の宣石をもる  
すゆきと伊勢守太神宮より  
のくらくら小一也とすよ一す七人た  
御毛乃靈像はまくらがくよせりま  
くらくらをアキラムからく  
申すは養老二年六月黒一て鶴  
女に誕生あり孝惠帝ころ也がま  
て佛被従ふて天平二年山城乃國  
轄内里又三重ノ塔とすく一す七分  
の靈像を安ど泰産寺と号く世よ

四十一

み安の塔と清水寺樓門の三月を  
経て塔とあんしほ塔の建立を清  
めも新歎七十六年以かくりと  
○ちく真福寺乃塔草創

辛未三年○紀のくふのはく五音のるあく  
一と血乃どく

壬申四年

○夏大いぞり五くのうど○月大扇

○遣唐使

癸酉五年

○淡路廢帝まんまよ○二月の作出現

○七月盂蘭盆會の供物と備て例と

甲戌六年○正月光明皇后こうざくさの西  
金堂を造るを○四月びとひづく

乙亥七年○三月遣唐使りうじ乃玄宗皇  
帝よまよとて賜綱○吉備大臣。玄

昉後も同時よ歸朝○三月を傳大臣

のくのみちうりぬひづくひづく  
牛頭天王よあふ○新田よみ薨

○十月一品舍人親王薨どく六十

四十二

太政大臣をねくろ

丙子八年○南天竺の僧佛塔あねど。これ

を菩提供養と云。○葛城豆羅持權

とたまうみを諸兄とあらうじ持民

の御きり○華嚴宗の祖道璣律師

唐よりさる

丁丑九年

○桓武帝年間○天下豌豆瘡

○四月菟原房前五日七月菟原廢甲三

同月吉智磨八日八月菟原宇合

以上四人同年よ瘦瘡多く薨など四人

乃兄弟うち不凡等の歿なる

戊寅十年○松浦明神あらんしるよ

○勅して毎月六日日よ漁獵をいまひ

己卯十一年庚辰十二年○故をゆうの國

相家乃郡ようほく恭仁宮ともづく

辛巳十三○遷船乃賀よもて天下よ大赦

あそひる。壬午十四年○奥列よあ

くことらとくとくとくとくとくとく

○六月氣松あくねあく

○十一月うちだる鶴尾をらじとくとく

南於の東大寺とくとくせらべきり

トと伊勢太祁あくねあくね

癸未十五年○正月始く腰赤ノ金とをす

これより毎年正月の節をかはせと用

○十月天皇をあつめとくとくとくとくとく

幸行基をして天下よもてて金額

丈六の盧舍那佛の像をらぐとき

まのちみ安置して天皇既づくその

繩をひきよ。乙酉十七年

○正月行基を大僧と云ひ

○八月ニ盧舍那佛の像を東大寺うつと

丙戌十八年○玄奘供養不義のうきひを

もいてつくるよもとおふく度納と云ひ

乃怨灵いづらとなり玄奘とつとまざ

て頸と東大寺の巻をくと

○因他井園の地を買てきとくとく

を夢制ゆめせい。一きふ。○天竺聖羅セイロ。まもろ。

丁亥十九。○九月廿八日。セモルノ堂成祝ゆき。

乃等附やうちへ婆羅門傍ボロモン也。

○中將ちゅうじょうひわまつ。 戊子二十。

○四月元正。太上帝崩。諱六十九。小臣佐保山。よ勢セシ。七月。御追尊。乃よりよ千部の

法華經ハツケイジン。どくつまつめりま。

天平勝寶

己丑元年。四十六。孝謙天皇。生帝聖

むとら左位十年。

○みのく。ト。姫。テ。美。金。を。も。う。ア。國。

小田。内。郡。ト。も。り。ゆ。う。ア。タ。リ。

○四月。聖武帝東大寺。ひ。ち。西。ま。う。ナ。テ。

ほ。と。づ。く。三。寶。の。奴。と。御。ト。ま。

○櫛。猪。名。を。正。一。位。よ。叙。一。萬。富。成。

を。右。太。臣。と。と。○。七。月。孝。後。帝。ひ。そ。く。あ。

聖。武。帝。を。太。上。天。皇。と。き。ぐ。く。

○五。月。宣。下。り。八。幡。を。東。大。寺。の。う。ち。か。

く。よ。く。等。う。て。念。良。八。幡。と。わ。が。ひ。

庚寅二年。○八幡宮。よ。八。百。戸。を。封。ぞ。

○三月。吉。使。大臣。大。伴。古。曆。遣。唐。使。よ。立。

辛卯三年。○勝寶。ト。り。以。前。ハ。僧。ト。り。拜。僧。

ミ。モ。ニ。ウ。ト。ス。フ。ト。

壬辰四年。千。七。百。年。○二月。お。ら。せん。傳。ふ。

癸巳五年。○お。の。の。よ。伝。う。れ。お。の。と。え。定。

甲午六年。○遣。左。使。ま。と。て。う。

○江。別。石。山。寺。玄。李。る。如。毛。輪。鏡。鏡。

○唐。の。鑑。真。東。大。寺。ス。戒。壇。と。ま。く。

○八。月。風。あ。れ。を。そ。く。ふ。

乙未七年。○八幡宮。ト。て。常。神。田。を。諱。

丙申八年。○五月。二。日。聖。武。太。上。皇。崩。諱。五

十六。日。依。保。山。ア。モ。ミ。カ。ル。葬。フ。

○上。ゆ。き。の。遺。詔。マ。ト。内。テ。天。武。ア。除。新。

田。ゆ。き。の。み。道。祖。コ。ト。と。く。太。子。ト。モ。

丁酉(天平寶字)禁中ノ密篋(音霊)の事塵(音原)

又天下太平の四字をつゝと生じて又

もろびのとより皇帝命百年と

宝をとと香をそぐにて御影

と天平寶字とあらうむ

○橘諸兄弟（かづかのわたり）七十四歳（ななじゅうよし）並手（なまて）大臣

○三月太子道祖王（みつちのねりのみこと）をとくへるすとくへ

むとくへるす○三月太子道祖王（みつちのねりのみこと）大物主（おほものぬし）

をとくへるす

天主（あまのみこと）の法

○五月仲磨（なかま）又嘗（なまこ）微（すま）相（あひ）とも官（くわん）をと

づきらうとれて權威（けんざい）つよ（おほき）右大臣（うざいじん）を

歲（とし）仲磨（なかま）とも中朝（ちゆうぜう）一擣法篋（いとうかふくのひく）の子

發良醫（はつりょうい）とそりの仲磨（なかま）が威勢（めせい）又

そんとちうけゆきわくつれ道祖王（みちのくわうりのみこと）を

よきにしと仲磨（なかま）をこうへ道祖王（みちのくわうりのみこと）とされ

くそくにしと仲磨（なかま）をこうへ道祖王（みちのくわうりのみこと）を

成戌二年○大和（おおわ）守（もり）又根（ねね）と吟（いん）て宣

己亥（巳亥）四年（四年）天寶帝（てんぱうだい）ノ事

三年（三年）波路廢帝（はるはいだい）

舍人（しやくじん）弘豆（こうとう）室

丙午立佐六年（みさつとせ六年）仲磨（なかま）を義寧撫揚（ぎねいふよう）と

号（あざな）と執政（せいせい）也

○唐の鑑真和尚招授（こうじゆ）すとくんまうや

○六月舍人親王（しやくじんしんのう）を退くんで崇道盡（そうどうしん）敬皇帝（けいめいじ）とあぐひゆくき山の南をひ

森（もり）のちんあへこれ也

庚子四年○正月蘇易禪勝（そいつせん）又從一位大臣（おほだいじん）

大臣（おほだいじん）をあぐへと聞（うき）候（まつ）又任（まつ）と

○三月萬年通寶大平元寶の儀（ぎ）と號（あざな）

○六月光明皇太后崩（みょうこうじょうがいたい）六十歲（ろくじゅうさい）五年

○十月又教をあぐへと傳（つい）教（きょう）とうじと

そぞちくゆくとてうあぐへと號（あざな）の天皇をあぐへと天皇をあぐへと

丁酉二帝（てんゆうにたい）の國（くに）中（なか）不和（ふわ）也

癸卯七年 ○五月五日 唐の鑑真和尚を遣し和尙戒を

○六月廿三日 大光明のすんだらぎをもとめ

甲辰八年 ○九月 植勝ひりん官軍といはる  
たゞまゆくらせんを柳橋ひげどもれて

敵をもぐらめ 天皇をあらうのみた  
うへゆふ魔鏡へまつ

○十月 若狭をすくびぬけよつとま  
弓削道鏡は跡よ大臣御脚の跡とあり

**天平被護** **四十** 稱德天皇 女帝 **重祚**

己元年 **四十九** 稱德天皇 女帝 **重祚**

若彌天皇をすくひは位とりらかみ矣也

○廢帝あらぢのをもて崩御卅三日

○十月 弓削道鏡は太政大臣御脚を

もぐく○十一月 模倣右大臣坐成薨を

○かくの延大寺より

丙午二年 ○十月 道鏡よ法皇の位をまづけ  
左京承すと大臣とおもむとを食とぞ

丁未 **神嘗景靈元年** ○最澄まう僧も大 **附**

○七月 釋勝道も下野の國二  
荒山をひらく室蘇我山の日光山

と稱す 戊申二年 ○七月 りうく  
又孔門を避難し文宣王と謫を

○十月 九日 亥日乃神祐を大和の三  
磐しようほき 巳酉三年

○九月 天皇をひくかを道鏡よゆづん  
とありひくいともうすくをわざれ

和氣の清磨をちくしくして近く  
しのう佐ハナムツギモウ清磨を徴

ちて被勅よサヌヨシムヒトと奉奏  
ち、道鏡ひくひて清磨があへひがうを

まろそく大隅よみがへ

**寶龜** **庚戌** **四十九** 光仁天皇 六十 まゆと  
十六年 天智帝の施基をまつて坐

○二月 無德帝ひの由義のまよ西華  
一をふるを既あくまに食船をよも

四月帝還幸六月帝不例八月四日又  
至御所とく帝崩御壽五十三歳の  
○十月孝仁法印佐寶龜と改元

○道競をももつけひ西よりれて高野  
寺乃別當とと生事の山をもむらん人  
をりつて死罪をゆると

○狂氣の清塵をやうべと

○犯列てくまをりあ

○天皇の安施基とまん國を天  
をと盛せふ

辛亥二年○二月尤大臣承子薨ご五十食

○もんくはの法房前の子也

○諸幽の変祐をもくむ

○星焉焉あつあめのれをもくて

壬子三年○三月十日外ほかをさく

癸丑四年○十一月六日良弁傍山寂

甲寅五年○四月天下のみよしやう

○空海生う弘法大師○もん雅山祚儀  
あるていあ世流布ノ本よ聖記と  
或記よ云ク稱德天皇神護年中又草

創くわくじくゆせつぶゆよ神護國祚真

言まともづけてこゑ雅山と号すと云々

寺座三百五十餘石へいせき○平城

乙卯六年○四月十四日中晦ひめ薨ごを據佩くわい

太夫官おとふかんを成なむむ地じと二千九百

○十月吉儀大臣薨ごト一八十二

壬辰年○九月廿日中晦ひめ每まい夜よふ

らをもゆるののと一石根いはねのよるを

乙卯年○遣唐使立○そ大ひそう字治  
川じがわのあつまう○十二月葬嚴宗の祖

勤訓寂きく立○戊午九年○十月遣唐使  
乃らの御ご海かいよも

己未十年○あべの仲唐なかとう病死び

○三島みしまゆ翁ゆうのゆうりゆうのゆう

庚申十一○ゑねのゑねゆよ雷火らいほス

## ○同年 清水寺より

塔上田丸伽藍を創創一八尺の十  
手軒を安置と大同年中諸堂廻  
延鎮の開基寺僧今真言家他も之  
南都法相宗一至院へ門をもつて  
執行を寶懺院と云自代を慈心院と  
云か。轟櫓乃あくありゆづゆ。轟

坊とも云はる。六坊ニ又本軒を成  
就院と云寺產百三十石を有して之を  
領と云。本堂乃あく奥院千手堂。三  
井み田村唐の、田村唐殿。行願延  
鎮の像斯よき三層の寶塔。ハ  
豈哉天の女帝春子。懷姫。乃とき  
數多觀。乃經乃あく田村唐乃えま  
ちうふ也春子ハもむら田村唐の女也  
又朝倉堂。ありあらさん乃國朝倉氏  
貞景。うらら。清少寺。をあぐら。を  
別よけ堂を建て。觀音を安置を

辛酉

天慶

元年○四月三日天皇位と相

武帝。す。清。の。づ。○十二月廿三日光孝帝  
崩。御。七十。の。廣。ま。ひ。葬。す。葬。○釋藤井慶俊。を。山。と。ひ。く。興  
院。を。太。節。坊。に。て。軻。遇。突。智。の。朴。を  
ま。つ。の。世。じ。朴。史。難。と。ど。く。誓。わ。り

火。の。札。け。社。う。み。う。又。別。よ。堂。を。と。く  
地。藏。持。懸。と。安。置。一。く。勝。軍。地。藏。と  
院。と。云。其。一。代。乃。僧。別。よ。寶。懺。院。と。て  
退。院。乃。不。と。と。れ。よ。り。て。今。ハ。六。坊。と  
そ。鐵。華。寺。乃。五。教。に。毫。宮。山。裏。よ。白。雲  
寺。乃。額。あ。り。あ。面。と。も。よ。曼。珠。院。は。新  
王。良。尚。乃。筆。也。寺。唐。六。百。石。と

○同年 藤井慶俊。を。宏。と。賜。よ。月。精。寺

主門龜倉山と号を慶後五大山を  
うほして五岳寺と建をとすよりは  
龜倉山と号一岳と本する千葉郡を  
去佛門院の西山と名を白毫院と云  
け山よ寓居すふ室也上人とも又喜  
よるてそらをく寒を候す

壬戌

第十五

桓武天皇

孝仁帝第一

六月十九日御在位二十五年

○五月四日宇佐八幡乃山神社より

八幡大自在王菩薩と号す

癸亥二年○七月十六日江別郡乃郡ひえの

山のつりとみ瓊杵林の多羅向とす

十役所とあざむ

甲子三年○五月ひえの山のつりとみ瓊杵の

冬と新向一き三官とあざむ

○五月七日晦ニ三万九千は諸山の天王

まふあつより金紙

○六月山別し御乃山と號す

と云○七月山の摺をつく

乙丑四年○敵部の定額寺とあざむ

丙寅五年○酉月七日上野田庵と號す

○あつと乃梵釋寺とあざむ

○葛原觀音寺と號す

丁卯六年○興業寮と號す

戊辰七年○七月大中清磨薨と號す

○釋最澄比叡山延暦寺を建立

或記云斯山始日枝山と号と延暦

年中傳教大師桓武帝乃勅と奉て

天古山と號す

乃くゆ屬とあづれども西坂山と云

のゆを宮都と號す

之と號す春三月の事よりて山を改

替ひ山と號す

或記云天古山と號す

平安城四百九山とくく山  
向は山なり外より又けすふ三塔  
所謂東塔止觀院西塔寶幢院  
塔川楞嚴院それ東塔乃南無勸  
寺あり慈能和尚乃住す一西子て拂  
乃下の舟を極どり而也大谷院の同礎  
尚在モ西塔より黒谷あり是始済去  
號念宗の元祖圓光<sub>五</sub>方師乃住す  
きり而也中堂乃住もも葉師たり  
け山つめへ三千場あり近世織田信  
長公あらん乃國新金氏と義経の自  
信長公大きよも信の朝金氏よりも  
るとつりきひとくく坊舍と號て  
一旦亡滅ゆづる今代寺門と毎興  
せられて坊舍今百二十石あり寺  
產五千石<sub>二</sub>

○同年空海<sub>大師</sub>弘法<sub>三</sub>入

己巳八年○<sub>三</sub>傳<sub>四</sub>開<sub>五</sub>入

庚午九年○夏癸酉大ひそり月をす  
○緋を拂うてことをく○あまをち  
辛未十年○四月中乃甲の日始く同寺  
古社のまつりとあこゑふ

壬申十一○漢音をすとくじりひ  
癸酉十二○山<sub>三</sub>の四<sub>二</sub>葛野<sub>一</sub>を内裏と

つくりま

甲戌十三○十月廿九日内裏をもとむを  
同廿一日天皇内裏<sub>三</sub>の御内裏<sub>二</sub>を  
城とみづきらう百三十石<sub>一</sub>をもとむと  
大きひ形と云うてつくり甲骨とをせ  
うををあうを豆の豆<sub>三</sub>の豆<sub>二</sub>の豆<sub>一</sub>を  
とちりひて東山のよみきてあもとに  
うづひととの將軍<sub>三</sub>の御内裏<sub>二</sub>をもと  
すぞ天下よがめ<sub>三</sub>の御内裏<sub>二</sub>をもと  
とといひづふ<sub>三</sub>の御内裏<sub>二</sub>をもと  
みと案<sub>三</sub>の御内裏<sub>二</sub>をもと  
きり山頂<sub>三</sub>の御内裏<sub>二</sub>をもと

又上栗田川より勝軍山にて  
勝軍地蔵堂をもとよりは勝軍山  
をさう者世人あやうりては勝軍  
山を勝軍山といつり

同年 浩陽愛宕山念佛寺草創

じさるに千觀内供奉の因基にてたる  
鏡島より今へ達まることと外「二王乃  
像ハ佛工運慶應造より作也」  
由町ニ系乃所よき今よりあてをあと  
二王門の町と云ひ元はいづれのもの二王門  
と云ふとつまざ教也中世を古久人  
けちふ寄附して内をとててこれと安  
どむ場を営むと云ふ毎年酉月二日  
乃本門大神人方によあつまうて  
寫りをつゝとくれと天狗酒宴と云ふ  
のち本堂牛王加持乃湯よりしき  
を教とくし法界をくま御宣龍  
こうかうゆよ天狗酒宴と云ふとある

同年 ひえの山をもよくも修業

乙亥十四丙子十五のを東寺を同裏乃  
羅門のあよろんアモウと

雍生つゝ平安城の南に東寺を

千本通の南九条通の顕面園タヌ  
その代をつゞえ今地中六尺ぞり  
下ふき今あるの中鏡島堂の八臂  
乃毘沙門天の像を寺僧あれと雍  
生門ひかると云ひへりやうりん  
の上あんぢまうふ乃優也

同年 ひえの山をもよくも修業  
号を大中大生尊弟伊勢人の家鏡島  
大夫ゆくによ跡依せり勝地とて鏡  
音を安置さんとわくと契約ひ若よ  
よりて毘沙門の像とひくら大丈前く  
けぬくらの像ハ我ク殺よあらざと一義  
又鏡乃若より親音毘沙門 里霊  
同祥もくとまうて寺をこうきて

びちやうん天を教へし又別は教皇の  
像をあんらも今本堂へあよあう観  
音堂これ世寺傳天台宗にて青蓮  
院門を寺號へり云々

丁丑十六〇十一月さくみ上方田村磨征夷大  
駕來す仕事○營るが眞道が續日本紀  
四十卷を撰ぞ

戊寅十七 己卯十八〇二月和氣清磨至乃と  
庚辰十九〇御まぐ離をりむとひふと離を  
辛巳二十〇もとくろははまくろに舟橋を復  
○奥野乃夷國りをもててもろげ乃  
きくもぐせとさせらまくろ坂上田村磨  
このをたゞぐ〇十一月田村磨よ後三  
位をさづきらう

壬午廿一 癸未廿二〇始ひ其の都官寮と並  
五月空海弘法遣唐使と同船まく入唐  
七月最淳傳教入唐

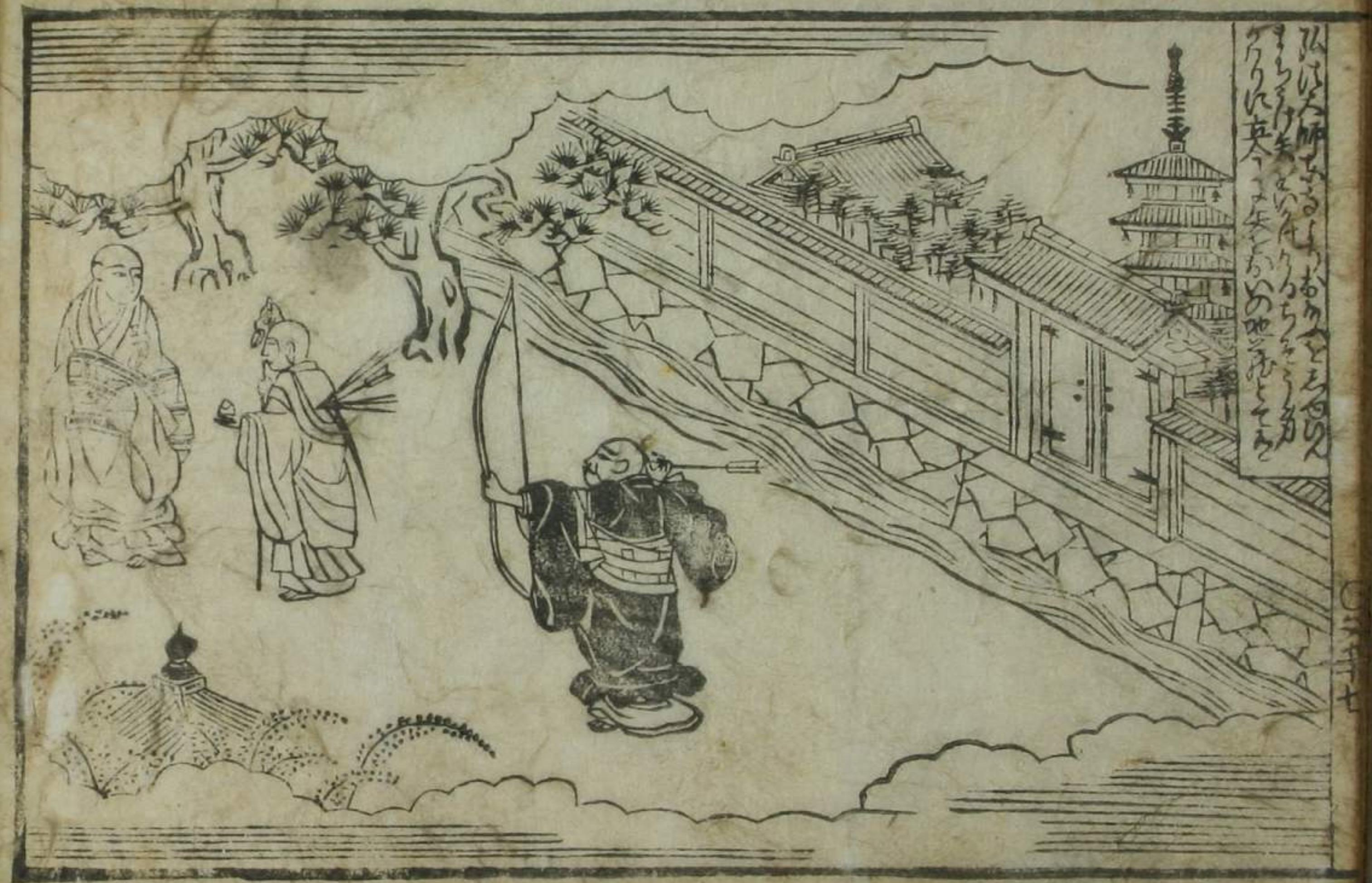
し酉廿〇六月最淳遣唐使とつれて復朝



延暦年中はとくと大師を入じ  
天をうちくとくひみゆひりく

弘仁天皇

卷之十七



大同

五一

平城天皇

五月廿二日  
桓武帝第一

○九月勅て最澄とる准<sup>ラウ</sup>灌頂<sup>ラウ</sup>せし

丙戌

五一

平城天皇

五月廿二日  
桓武帝第一

白是也在位四年和<sup>ハシ</sup>安<sup>アシ</sup>弘<sup>ハラ</sup>帝<sup>ヒ</sup>と至<sup>リ</sup>と

○苏<sup>スル</sup>國<sup>クニ</sup>廢<sup>ハラフ</sup>を太<sup>タカ</sup>官<sup>カン</sup>坂上<sup>ハカミ</sup>國<sup>クニ</sup>廢<sup>ハラフ</sup>右<sup>ミツ</sup>太<sup>タカ</sup>官<sup>カン</sup>也

○三月十七日桓武帝崩<sup>ハラフ</sup>壽七十歲同月山

ちう乃ノハ柏原乃陵<sup>モミヨリ</sup>也

○八月空海歸<sup>スル</sup>朝

丁亥三年冬りくすとく

戊子三年己丑四年四月天皇は御<sup>スル</sup>より

いづくぬを御<sup>スル</sup>親王<sup>ミコト</sup>ゆづく<sup>スル</sup>御<sup>スル</sup>親<sup>ミコト</sup>

王<sup>ミコト</sup>もくゆ先<sup>サヘ</sup>に太<sup>タカ</sup>天皇<sup>ハシメテ</sup>の御<sup>スル</sup>を

まう○八月天皇太<sup>タカ</sup>天皇<sup>ハシメテ</sup>の御<sup>スル</sup>を

觀<sup>スル</sup>行<sup>ハシメテ</sup>幸<sup>スル</sup>これよりは<sup>ド</sup>まう

○十月天皇太<sup>タカ</sup>天皇<sup>ハシメテ</sup>をきざむつくる

平<sup>タハ</sup>宮<sup>ムカシ</sup>とく

庚寅

五二嵯峨天皇

くまんむ帝第二

乃白是神野親

弘仁

王とやを在位十四年

○九月翁象仲成がりと 尚侍翁象と云  
女太上天皇のてうあひをえくかうくよ  
みえきうぐ太上天皇へ教をもとへう  
それゆゑは信まつこよべどりとそ  
めナと太上帝御回んまつてす。而今  
ねくまちひ法略せきとくらしむ  
太上帝象子とぞを東宮みやむかひま  
田村の天子をさへり仲成をこうと太上  
帝のまうかくておののまよからて數  
をそり傷とさりかく象子ハ毒どくと  
死しと。禁きんとをサを駕籠の毎院まいいんとども  
毎院まいいんとぞ也

辛卯二年○五月廿三日坂上田付磨薨

牟西宇治内郡栗柄村くりねじよわうじゅく勅てき  
どりて般はん弓ゆき矢やと棺棺のうちへれ王城おうじや  
の方ほうへひぐむまゆとく土葬どざと

壬辰三年 発色四軍しきしやくのまゝ因福寺いふくじの南

堂どうをうなまうと導師しのうしハ空海

甲午五年○八月大寺だいじにじくまつた乃の勅てき

鑿くを嚴ごん定ていすなまつ

乙未六年○圓珍僧えんちんそうの後のち別べつは生はる

丙申○六月空海紀別高野山たかのさんをひくく

丁酉八年○天下大ひぐり

○山階寺さんかいじ遊華會始はじ

戊戌九年○ひごの年の工くとて大内裏だいないち  
北門きたもんの額がくハ宦けん等とう東面ひがしめんハ鷲じゅ逸いつ南面みなみめん

後あと天あまハ空海くうかいの第だい已亥いがい十年

○寂定戒壇じくじょうを麻山まさんは築つきうんと復か

庚子十○空海くうかい傳燈大法師だいほうしの位いをま

辛丑十二○寂定じくじょうのびんびん戒壇けいだんをまつりも

壬子十三○六月四日寂定寂じくじょうと年五十六

癸卯十四○四月東寺とうじを空海くうかいよなまつり西寺にしじを

守敏もりとしよなまつり 或記云々東寺とうじ乃の別べつ

金光明四天王教玉護國事こと。院いんを  
秘密傳法弥勒山みろくさんと云院いんを普賢擦持院ふげんさつじいん

とくみつゆへけ西東西より大寺を東と  
東寺と号し。あを西寺と云。南都の東  
大寺西大寺と云がじ。弘仁十四年  
正月よりしてけを空海またまつて灌  
頂院を建とよすそ真言三部秘經の  
中。しきハ金剛頂經の道場としてせら  
ま斷界の裡とく。金剛頂經を教王  
密と号し。かづゆへよ教王護國寺と号し  
上中下畧。西寺ハ東寺乃和よ。一院よ  
始西明寺と号し。守敏はもめ恒を。  
今ハ名るアセとくく田疇とナリ。金堂  
講堂とも田園乃寺と名ふ。う少守敏  
家一塊あるもろそり也。

又東寺西南の角よりとひの鬱よ地  
堂を侵へ。守敏ももご弘法大師を  
ねぐむひもふ弘法乃先りをねくひ矣  
をもくとてこれを徳。附よけ地苑その至  
間がもて弘法は代てを名を貢す。又

今よ地苑の本像は矣の瘢痕をもくと  
知る地苑と孚も

同年○四月天皇を位を太子よ伴親王ゆづ  
て令ゆ御院よりりま○九月よ漫僧入  
離宮ようけくを除く

**天長**  
**甲辰** **辛三** 淳和天皇

譲ハ大伴親王

とやを極度帝ゆ三乃室と左佐奉  
つ三月太山ひそり空海よ勅して面と承  
親王ゆのくも時かあはば仰奉奏す  
て弘法守敏行方空海ようそをりと詔  
を發りて面を傳へてところよもて  
又も敏よ勅しま。阿よ守敏七日入る  
わ力をもげず。あるとひくス敏下く  
まゆり西のどく電きりをそく。朝  
こぞうてこれを越を勅してあく。御  
所をアサ。ひもよぐあぬひをだら  
せてもかわて又空海よ勅せしむ

二日乃るちあもうちり也天下のこうぶ  
をくせんかとそく

立

○七月五日平城天上天皇崩御五十一年  
同月アキミシテハ後モウタマツル  
○十月最速の皇子義真モハマツカの  
度主とさう天子座主ハモトセ也  
シ深融ヲタマス

乙巳二年

○モ雄ノ神護寺をあらもみて御護  
國祚寺とさづく○浦崎がみやうらざん  
ムヘトモ三百余年を経てこゝ一寒  
クム丙午三年○七月廿日恭靈  
嗣薨モ五十二歳ノ國院左大臣とあづく

○十月東寺の齋テロ丁未四年

○文德五年戊申○五五年○壬午六月  
○後母セセヌモリケラウ己酉○天下多岐

○又月トセヌモリケラウ庚辰○丁未六年

○又月トセヌモリケラウ辛亥八月廿九  
庚辰○七月トセヌモリケラウ辛亥八月廿九

○滋野貞至ちよりモリケラウテ右今れ

文とあつじ和府畧と云千巻あり

壬子九年○レムヨシニ野毛松院より

○あく篁太宰少貳とたる

○清原夏野りくにてて令義解を

えく○二月天皇位を正良親王スルテ  
て湊和院スルテテテテテテテテテテテテ

檢非參使とをもと看督長六十人を有

草帝と号を奉義帝サニの宮之

波毎ハ福鼎智子と云ふくの御も去年

三月ニモスくゐを位十七年

○八月始く白馬御舎をかうより

○恭孝太子嗣小野篁を遣唐使とぞ

○八月乙子西院といひと云ふをまよ  
ゆ野毛入ま

乙卯二年○三月廿一日空海高野山入定

丙辰三年○實惠太子嗣の學點と家と舊傳

甲寅 五一四仁明天皇 謹ハ正良親王

承和



と申をば母の又角の店と号を。左佐  
八年。左佐を惟仁親王ゆうりま。左佐  
信は惟喬。惟仁のあらわしもと云  
つよひ慶後。惟仁親王の信和を  
のちあらえをびよ素もとす。

壬申二年

五月から六月のうち

六月のうち

○十二月廿三日。あらわしむらと五十一  
歳。小野等の間磨麻屋の執事。三  
倍。建に寺の主と六月と云。あり  
て。あと年と弘法大師の開基。一  
そもめ。墓のうち。中堂より地主。并よ  
望の像を安置。又ある。金。城。屋  
乃。まの形を望の自作。と。庭。よ  
あらく。おぢき。と。およせ。と。おがふ  
そもと。あく。望。け。おも。あわ。う  
あらよ。想。と。と。た。年。十。有  
せ。ある。生。死。と。け。六。年。延。り。冥  
土。よ。御。去。と。と。い。ま。も。と。毎。年。

七月九日。十日。左佐人。け。西。す。ま。と。左。佐。  
左。佐。人。け。西。す。ま。と。左。佐。  
ぬ。ま。う。信。は。信。へ。つ。よ。あ。美。様。の。景。と。  
あ。あ。基。と。あ。と。事。談。み。え。除。り。ま。と。  
これ。を。続。る。慶。後。入。唐。り。と。と。あ。近。  
乃。信。は。賃。く。云。け。う。と。あ。り。う。理。  
三。日。を。あ。と。こ。れ。を。ほ。う。こ。れ。を。ほ。く。  
一。や。と。流。信。三。日。を。す。う。ふ。た。え。ど。と。べ。  
ユ。一。日。を。う。に。と。こ。れ。を。福。井。え。う。け。  
と。こ。れ。を。ほ。く。至。信。の。景。唐。と。ま。ゆ。  
景。信。の。い。く。寂。か。寂。か。さ。れ。ひ。つ。音。  
は。慶。後。い。ゆ。と。予。お。り。ま。と。こ。き。を。ね。  
て。ほ。こ。れ。を。撮。て。橋。下。ま。り。く。舟。へ。を。  
を。ほ。う。と。と。六。時。の。朝。あ。う。み。と。  
と。ち。れ。を。三。日。と。ま。と。な。と。て。撮。て。ふ。  
り。を。お。よ。う。け。と。と。と。と。と。北。海。附。七。  
月。内。十。日。左。佐。人。と。ま。と。と。と。と。と。

乃むうの達とく接すの事とく  
癸酉三年〇八月寅時行船入港  
甲戌春之元年〇九月丙午夜うまう  
乙亥二年〇八月五日未時入んをうろたれの  
みう一時よもつ〇宵表にて而處乃  
例えキテモトトセキテカタハシテお仏の事を  
あゆつモサム〇天子丈ヒテリ亞とえん  
せんあんよひのふ

丙子三年〇三月也らん〇十月既水くろき  
る穀船〇十一月又のへふうち白と二席  
をもう被り死ぬまき〇十二月ひらち  
乃は死難船あひ御あまくらまく  
丁丑天安五年〇四月もどりて就死大不  
あゆきうこすのせとと致ひりゆまと  
〇十一月かあは太傷兵をまく  
戊寅二年〇六月もどりもう長崎申請  
〇八月廿七日文速奉崩降世ニシテ  
乃は落す幕ふ〇國教唐より海舶

